

第3回琵琶湖森林づくり県民税条例検討会概要

■開催日時

平成28年(2016年)1月14日(水)10時00分～12時00分

■開催場所

滋賀県庁北新館5-A 会議室

■出席委員

我妻委員、岩波委員、坂野上委員、高橋委員、田中委員、長島委員

以上6名(五十音順、敬称略)

■議題

1. 前回検討会における積み残しについて

○前回の検討会が出た議論について、事務局から資料1から3に基づき説明。

<会長>

事務局から、資料1から3、それに少しプラスαも含めて説明がありましたが、これについて質問なり、感想なり、どなたでも。

<委員>

資料1の下線の下の方に、例の林地の話が書かれており、私の趣旨が少し誤解されているのかなと思うが、私が申し上げたいのは、これがある意味でインフラの話であって、逆に言うと、この税金がなくても進めてほしい。

ここで、こういう形で載せられて、この税が消えたときに一緒に事業がなくなるのは困るはず。

そのような理解をしたときに、もう少し何らかの形で確認できるような形にならないかな、と考えている。

例えば、これがあくまでインフラであることを明示する、社会インフラであることを明示した形で議論を進めるとか、そういう形で、この税がなくなった時に、この事業がなくならないような書き方、工夫が出来ないものかというのを改めて提案させていただきたい。

イメージから言えば、例えばこの表現であれば、「水源林を適性に保全管理するために、インフラ整備(林地境界明確化)に対し支援」という形で書くか、何らかの形で、とにかくこれがこの税と一緒になくなるとは困る事業であること、この税があるなしに関わらず進めないといけない事業であることが、明示できればと思っている。

<事務局>

今の林地境界明確化については、本来、市町が地籍調査の中で整備していくところだが、

その進捗度について、滋賀県は非常に遅れており、その整備を待つて山のほうに反映させるのを待っていると、その間に、山が荒れ放題になってしまうことが懸念される。

そこで、緊急的に、市町が行うインフラ整備が整うまで、税を使わせていただいて、できるだけ早急に境界を明確化する事によって、間伐等を進めて琵琶湖の水源林としてしっかり管理できるということで、スタートしているので、言われたように、税がなくなると、その境界明確化がなくなるのかということ、それはそれで社会インフラとして市町のほうで測量を進めながら、緊急的にこちらの方ではやらせていただくというスタンスを考えている。

<委員>

まさに、それが何らかの形で担保されるような表現があればと思う。

<会長>

おそらく表現の問題。

難しいのは森林審議会の仕事、例えば、森林審議会では、何をするかという内容を決めることになるかすると、この検討会での議論の範囲はどこまで入るか。

つまり、目的とスタンスの問題で、この事業は要するに、恒久的な課題だからインフラ整備としてやるべきという方針を決めるのは、基本的に内容を決めることに関するものだとすれば、やはり森林審議会の議論を待ったほうがいいような気もしないことはない。

もちろん、おっしゃっているのはその通りで、私は賛成だが、もし文章表現でそういったことがニュアンスとして入れられるのであれば、もちろん入れてほしいと思うが、そのあたりが、検討会の議論の範囲で入るか、入らないのかも含めて検討していただければいいかと思う。

<事務局>

もちろん、委員の発言として、こういった意見がありましたということは書かせていただいて差し支えないが、こちらから森林審議会について物申すということは出来かねるので、委員の発言としてあったということで確認をさせていただく。

森林審議会においても、検討会においてこういった意見をいただいたということは、報告させていただくことを考えている。

<会長>

是非ともその点はそうしていただいて、両方がうまくリンクする形で反映してもらおうということで。

それは事務局にお願いさせていただきたいと思う。

<事務局>

今の問題だけではなく、検討会でいただいた意見をまとめさせていただき、森林審議会
で資料提供させていただきたいと思っている。

それを受けて、森林審議会に対応できるものであれば対応させていただく流れを考えて
いる。

<委員>

資料2の林務関係の歳出予算額。

県全体の予算が削られているというので、林務関係の琵琶湖森林づくり税以外の予算も
減っているのかと思ったら、案外そうでもないのだなと思った。

理解できなかったのは、ダブルカウントというのが良くわからなかったが、どのような
理屈なのか。

<事務局>

これは県の予算書で、森林税自体を基金に積み立てることになっており、税収自体は琵琶
湖森林づくり事業として上がってくるものではないので、まず基金に積み立てる場合、
6億を積み立てますということを議案とさせていただいて、予算書も作る。

それで、実際は6億を使って事業をするので、基金を元手に事業をしますという予算書
も議案とさせていただくことになり、どうしても予算書が2ページに渡ってしまう。

総枠としては12億になり、国の補助金なんかを入れると予算書上は13億になるとい
うこと。

<委員>

実態を知りたいが、そのようなカウントをするのは琵琶湖森林づくり事業以外に、他に
もいろいろあるのか。

<事務局>

基金事業はそうなるかと思う。

<委員>

県とか国の特別会計とか、みんなそうだったのが大体。

<事務局>

次の税制度でも出てくるが、普通税として徴収させていただくので、一旦は一般財源と
して入ってくる。

その部分から基金に振り出す時、予算として計上しないといけないので、その計上した

部分を同じ額を出すかは別として、基金から出したら、またそこでも予算の執行として計上しないといけないのでダブルカウントとなってしまう。

<委員>

イメージとして、全体の林務関係、広く言うと森林関係の予算として、これで見ると2割ぐらいあるように見えるが、実際の事業規模としては1割ぐらいということか。

<事務局>

基本的には資料1の表が実績で、これで見てくださいと3億5000万から始まり、6億から7億ぐらい使わせていただいている。

全体の林務関係予算としては、70億から100億で推移しているので、1割程度というところ。

補足だが、全体の林務関係予算は凸凹しているが、この凸凹の影響は、景気対策や国からの補助金の部分で凸凹になっており、県の持ち出しの部分については、基本的には県全体の財政で見ていただいたような、右肩下がりになっているということで認識していただきたい。

<委員>

資料3の表の2で生物多様性に対する取り組みがあるが、20番目に関して多少違和感を覚えることだけ申し上げておきたいと思う。

要するに、再生可能エネルギーとしては、環境絡みの話として導入する価値はあると思うが、生物多様性との兼ね合いになると、メガソーラーであれば、例えば生態系の第一次生産とかなりバッティングするし、風力であれば当然バードストライクの問題があるので、例えば木質系のバイオマスに限定するのであれば、ここに該当するものと理解できるが、こういった微妙な問題が入ってくるように思う。

<事務局>

各部署で目標を上げ、温暖化対策やCO2削減など、広い意味で再生可能エネルギーを環境ということで挙げられているかと思う。

言われるように、貴重な自然の上にメガソーラーを置いたり、風力発電も猛禽類が危ないなどもあると思うが、そのあたりは全庁的な取り組みとして、温暖化対策のための再生可能エネルギーもやっていくことも、この中で挙げているところだと思う。

2. 琵琶湖森林づくり県民税の賦課徴収制度（県民税均等割超過課税制度・税率） のあり方について

- 「琵琶湖森林づくり県民税の賦課徴収制度（県民税均等割超過課税制度・税率）のあり方について」を、事務局から資料4から6に基づき説明。

<会長>

資料の4から6について、説明をいただいた。

要するに、意見を求められているのは、課税方式が一つと、もう一つは税率を変更するのかもしれないのか、この二つの点。

課税方式については、現行の住民税均等割超過課税方式を、引き続いて維持すべきかどうかという点が一つと、もう一つは、仮にそれを維持するとした場合に、その税率を引き上げるのか、引き下げるのか、現状維持にするのか、この二つの点について、それぞれの委員の意見を頂戴したいというのが、趣旨かと思う。

そういうことが求められていることを、意識においていただいた上で、お願いしたいと思う。

<委員>

その二点以前に、この税金を続けることが共通認識になっているのかもしれないが、改めて言うなら、作った当初から、経済情勢などを考えると、林業だけで森林づくりを賄える状況ではないので、原則として私は、この税金は続けるべきと思っている。

私としては、林業で回るようになるというのが、ある意味理想かもしれないが、そういう経済状況に、まだなっていないという認識でいるので、続けてもいいかと思う。

それで、課税方式というのは、これまでも35県がやっていて、それなりに考えられてやったのだから、なかなか他に答はないのかもしれないが、とにかく、税金を、県民というか、取られる側が、あまり認知してないということなので、それはなんとかならないのか、つまり、この二つのオプション以外の、第三のオプションがないのかという思いはある。

<委員>

二点について、お話ししたい。

一つは、資料4の2ページ目の現行の課税方式のところに附されてる表現で、琵琶湖保全再生法と国での森林環境税の話が掲げられているが、もう一つ、2014年に水循環基本法が成立して、水循環基本計画というのが昨年に出ている。

さらに言えば、昨年夏の時点では、地域流域協議会を作って、流域ごとに議論しようといった話になっていて、その中で例えば、水循環基本計画の中では、「水循環の基礎となる森林、河川、農地、里地、里山等、連続した空間として捉え推進する」ということが書か

れていて、それに対して、促進に必要な事業を国が水循環基本計画としてまとめて、推進するということを言っているわけだから、こういう場を活用して、森林の多面的機能を前面に押し出して言うなら、敢えて言えば、滋賀県だけの負担ではないということをさらに追及して、国なりに施策の強化もしくは財源になるような話の引き出しを狙うというのが、一つの論点かと思う。

したがって、ここに書かれていることに、もう一つぐらい足してもいいのかと思う。

まさにそれが、ある意味で第三の道のひとつかなということでもある。

それと、もう一つは、これは確認だが、事務局からの説明を前提にすると、今後の算定として、7億1800万を横に伸ばすとのことで、大体の事業規模を変えないというニュアンスで話しておられたが、それは言ってみれば、物価上昇率ゼロを想定していることと、ほぼ等しくなる。

この想定を変えるつもりはないが、そのときに引っかかるのは、滋賀県の他のさまざまな経済絡みの予算の計画で、似たようなことをしているのかどうかという話になると思う。

他の計画その他で、物価上昇率何%というのを放り込んでいたときに、ここだけゼロという話になるとバランスが悪いので、そこのところだけ、大丈夫かなと思う。

<事務局>

他の事業で、長期的な予算の組み立ては、あまり行わないといえますか、予算ですので、来年度予算という単年度でどうしていくかという、一つの重要な基礎的な議論を、予算を組む時には行う。

このような、平成32年で、5年間どうなるのかは、あまり行わないというのが実情かと思う。

ただ、物価上昇率は、考慮していく必要もあるのかなと思うが、物価上昇率がいくらになるかというのも非常に難しいことになるかと思う。

<委員>

政府、現状の経済、これまでの状況から見て、ゼロでおくことが著しく妥当性を欠いているとは思わない。

思わないことも踏まえて、どのように想定したのかという話。

<会長>

現時点で、物価上昇は考えずに計算するのが一番簡単といえば簡単で、あまり大きく変わらないだろうという前提でしたというのが、エクスキューズとしてはありうるかなとは思う。

そのあたりをどうするかは検討いただいて、物価とか、あるいは消費税にしても、税率が8%から10%に上がる、一般的にはそれに見合っ物価水準も上がるのが今までの経

験則から言うとなりえるので、こういうことを説明する際の考慮要素に入れるのか入れないのか、あるいは入れるとすると、どれくらい入れたらいいのか、合理的な予測として何が可能か、ということなので、ある意味で、えいやって決める以外ないのかとも思う。

<事務局>

事業実施にあたっての基本的なスタンスが、スクラップ&ビルドという考え方で、不要の判断がどこでできるか問題はあるが、事業規模を、これが要るからと無造作に増やしていくことは、当然考えるべきではなく、スクラップする部分が、当然あると思う。

そういう関係で、現状をどう維持させたというのがあるが、当然、消費税が5%から8%に上がったのは、これは当然あり、それにつれて物価も上がる。

だから、物価が上がった分は、大きな事業とは別の琵琶湖森林づくり事業については、固定するという考えである。

<会長>

要するに、事業規模の総額は動かさない。

その中で、物価水準が仮に上がっているいろいろなものが上昇しても、総額の範囲内でやりくりをして、何とか対応するというのを考えるのが、現時点での考え方、そういうことか。

<事務局>

そのとおり。

補足すると、資料5の3ページ②の付帯意見と事業の拡充の関係のところの一番下のところで、「事業を拡大する際には、県民税事業全体の規模とバランスを考慮する」と、審議会の付帯意見が出ている。

この意味は、全体の事業は青天井ではなく、全体の事業の規模は考慮しないといけないし、その規模の中で、どういった事業をバランスよく検討していくかという議論をしていくのが前提ということ。

<会長>

承知した。

<事務局>

審議会では、継続するべきと聞いており、今も、これは継続するべきといただいている。会長を差し置いて申し訳ないが、他の委員の御意見も伺えればと思う。

<会長>

私も、継続することを前提としており、それこそ、ひっくり返すようなことはできない

し、そういう気持ちもない。

事務局の話を書く限りは、事業の継続を前提で進めていいかと思う。

<委員>

先ほども言った、資料4の2ページの他の税金や他の法律に関わる形で、財源が出て来ない限りは、そういうことになると思う。

<会長>

そのとおりだと思う。特定事業と限定したものとして、一種の紐をつけられている、そういうものとしてであればということ。

<委員>

林業が経済的に回っていかない現状であるから、いたしかたないところが本当のところだと思うが、その一方で、林業が回っていきけるような仕組みづくりは、今回継続するとしても、これがもっと減らせるような形で、林業が回っていく仕組みづくりを、川下と川上の連携などで、行政はサポートをしていく必要があるのかと思う。

<委員>

滋賀県は、人工林の総面積が少ないが、徴収額は大きいということだが、一つの要素は、林業が全体として弱っているということがあり、ある意味、高コスト体質に、森林管理全体がなっている可能性もあるのではないかな。

この森林づくり事業の目標としては、ある程度採算の取れる部分を大きくしていくことが、できたらいいなと思う。

<会長>

今の指摘はそのとおりだと思う。

難しいのは、森林税を作った時の当初の発想が、林業振興かということと必ずしもそうではない。その部分で、もちろん林業が力をつけて、自分達の守備範囲でやってもらえるものは、してもらい、それをダイレクトに応援するための制度を作ろうということでは必ずしもなかった。

林業の振興はもちろん応援もするし、それを全く考えないこともないが、直接にはそうではないという、性格の上でその関連が、直接性という点では、薄い感じがする。

<委員>

派生効果としてそういうのがあれば。

<会長>

あと意識などを通して、林業の中でも、林業を担っていく人が、単にそれは個人的な儲けだけではなく、世のため人のための面があることを意識してもらいやすいとか。

その点で、公と民との協働作業みたいな要素があるのではないかな。

<委員>

林業の採算性は、おそらくこの森づくり事業では出来ない。

しかし、山は人工林だけではなく天然林もあり、天然林も鹿の問題を抱えているので、林業振興の部分で、そういう取組みを頑張っていただくことにより、人工林は、林業で回り、整備され、人の手がほとんど入らない天然林にも、手を伸ばしていくことが可能になっていくのであれば、そちらもひとつの目指す方向だと思う。

そういう意味では「人工林、人工林」という話をここですと言うよりは、林業振興で採算性の為の事業を取り組んで、こちらにいい意味でその影響が来て減少していく、他に使える部分が増えていくということがあるといいなと思う。

<委員>

今の話で、人工林について林業で回っていくといいなというのはあるが、おそらく、天然林をめぐるビジネスも起こるべき時には起こってくると思う。

そもそも、林業を否定するものではないのはもちろんで、ただ、県民に色んな理解をしてもらおうとか、そういう意識を高めてもらおうとか、普通の県民だけではなく、今は、山を持っている、森林を持っている人ですら、興味を持たなくなっているから、そういうところでも、色々な刺激を与えていくのが、環境を重視することと理解している。

あと、税金の徴収の仕方については、これ以上考えようがないと思うが、これは、審議会やこういう場で話をしているが、結局、県民の認識度が低いというのがあり、例えば、こういうやり方でこういう事業をやっていることが県民にこれだけ支持されているから、これは続けていくべきという議論がここでは出来ない状態と考えてよいか。

そういう、県民の意識があるから、あるいは上がってきているから、引き続きこの事業規模でやっても問題無いだろうとか、そういう話はできないと考えてよいか。

<事務局>

去年の県政世論調査で、税の認知度は低いけど、山に対して事業は継続して欲しいという答えが多かった。

ただ、こちらのPR不足もあり、山は大事で守って欲しい、山を管理することはして欲しいと考えている、これは皆さん持っているけど、それを税でやっているという認識は、あまり持っていない。

今、森林づくり県民税で行っている事業は県が直接やっている事業もあれば、市町に補助金として交付して市町が事業主体で行っている事業もたくさんある。

そこで、県だけで PR を一所懸命しようと考えていたが、やはり、事業の実施主体である市町も巻き込んで、県としては、県政プラスワンや広報誌に毎年 9 月 10 月号で森林税について皆さん認識を深めていただけるように PR しているが、そういう取組みを市町の広報誌でもやっていただけるような取組みも、県民の認知度が低いのを受けてやっていけたらと思う。

<会長>

税に対する認識の度合いというのは一般的には低いと思う。

例えば、サラリーマンが自分の税金についての認識が低いのも同じくらい低いのではないかと思う。

もちろん、意識はもっと持って欲しいとは思いますが、なかなか、自分の税負担がどういうことは。

<委員>

税負担がどれだけかわからないが、こういうことに使われているのかと思ってもらってもいいのではないか。

<委員>

均等割は、頭割税でそういう認識が一番見えにくい税金。

要するに、自分が行動を変えても自分の税金は変わらない。

所得税であれば、自分の稼ぎをいくらにするかによって税額が変わるので、当然、自分の意思決定に関わり意識もいくが、頭割税の場合は、それはない。

<委員>

神奈川県のように、所得割に上乘せしたら、多少は認知度が上がるのではないか。

<事務局>

均等割も所得割も同時に課税するので、均等割ではなく所得割にしても、周知という意味ではあまり効果は得られないものと考えている。

<会長>

「これはこれです」というのを文章で書いたり、あるいは、誰かが「これはこうです」と言ったりして、「あ、そう」といった、コミュニケーションのプロセスが間に入らないといけない。

もちろん、行政も努力はしているが、これはもちろん、正面から受け止めて、「自分の税金がこうだ」と自覚する人が一定割合いたり、他方では右から左にいく人が」いたり、いろいろな人のあり様は、違うような気がする。

<委員>

給料明細にそれが明示されたら、むしろ反発が強まる可能性が高いような気がする。

<事務局>

特別徴収をしていただいているので、税率のところに、「個人県民税均等割 2300 円うち 800 円は森林税です」など通知には書いていただいている。

ただ、そこまで見ていただけてないというのもある。

<会長>

行政としても、理解してもらおうという姿勢を絶えず示すこと、それ以上のことは無理ではないかという感じはするが、確かに、指摘があったように、森林税に対する認知度が低い、問題は、そこで言おうとしていることの意味が何なのかということ。

低いから、それでやっている事業そのものの値打ちが低いかと言うと、それは全然違う話。

その意味合いも考えないといけなくて、なかなか人が理解しないから、その事業はというのは、連動するのでもいいのかなと思ったりするが、そのあたりはなかなか難しいと思う。

<委員>

まず、今の議題の徴収制度に関しては、現行のままでいくしかないかなという意見しかないという感じ。

しかし、私も思っているのは、その使い方と、最初の検討会の時から言っている県民の認知度が低いことが課題と思うので、そのあたりが解決していかないと、この徴収制度自体を見直すと言っても答えは見つけれられないのではないかと思う。

結局、県民にとっては森林が荒廃していることなどが、自分達の生活に密着していないから、いくら税が取られているからと意識するのではなく、自分の生活の中で困っていることや被害、デメリットのような自分達の生活に何か負の方へ働くことがあると、もっと認知度が上がるが、それがかけ離れているから認識されない。

森林にどれだけお金をかけたと言っても、それが自分の生活には何も影響がないところが問題で、こんな使い方は多分無理な話だろうが、文句が出るような税金の使い方みたいなどころまでやらないと、意識はいかないのかなと思う。

どうしても税金なので、優等生のような使い方をしないといけないのは良いが、優等生

でありながらも文句がでるような、人の認識を変えるような使い方が、何かないかと思う。

例えば、年金のことで食のことで、自分の生活に密着し、直に問題が起こってくると、文句も言うし、団体から文句が出たりするが、それくらいのことがない限り、森林に関して、あまり文句も聞いたこともないし、一般の県民からクレームがつくようなことは、私が今まで関わっている中では、あまり聞いたこともないので、それくらいの意識でやらない限りは、県民の意識は全く向かないのではないかと思う。

例えば、『森林が荒廃することによって自分達の生活がこうなる』っていうようなイメージ、そういう映画を作って放映するとか、テレビで流すとか、それくらいの大胆さがない限り、なかなか税金の使い方まで繋がらない。

今のままなら、なんとなく使われているくらいで、目に見えて、今日これを使って明日になったら見違えるように森がなるようなことはありえないので、その辺りがもっと刺激的にわかるような動きが、なにか出来ないかと思う。

<委員>

これはこの検討会とは違うと思うが、他の県にも、公募型の事業が結構あるように思う。

公募型でも結局審査をするので、そこで優等生ばかりになる可能性が高いが、チャレンジなことも選んでやるようにしたらどうか。

公募型というのが段々無くなってきているわけでもないか。

<事務局>

国で補助事業ができたので中止したが、公募の大きいものは、森の資源研究開発事業とあって、これは県産材を使って、新製品の開発ができるのであれば、研究費を補助しているという例はある。

それは、例えば、製品を県産材で開発して普及するという、県内にある家具メーカーが研究しているような例はある。

<委員>

お金だけ出すのではなく、県民から色々貢献してもらい、知恵やアイデアも引き出して行ったら、真面目だけどちょっと飛び抜けた、目立つようなアイデアが出てくるのではないかと思う。

<委員>

この税金に対して、理解という言い方が私には半分わからない。

まさに公共財的なものを提供する。その使い方が、しっかり審査されて、しっかりした内容があればいいのであり、公共財であればあるほど、その財源というのは、他のことに障りがない形で徴収ができればいいわけなので、まさにこの税がけしからんと言われない

こと自体が、この税が素晴らしいことの証明だと思う。

まさに、頭割で取るというのは、その意味では他の人の意思決定も変えないので、その意味で、経済的に見て、ある一定の望ましさを持つ形になると理解したほうが良いのではないか。

だから、この事業の方が周知されていなければ、そのほうが問題になる、事業の周知の方が優先なのではないかと思う。

<会長>

今日の説明で、合理的に考えると、今ある事業もそれなりに意味があり、かつ、今までの徴収の方法も、特に大きな問題がなければ、少なくともこれから5年間は継続していく、そういう様な考え方が、強いと思うし、基本的にはそれでいいのではないかと思う。

一点だけ、仮に現状維持をした場合、800万円ぐらいの赤字になるかもしれないけれど、その部分はいろいろなやりくりで対応が可能だということで、言われる様にそれは誤差の範囲だと思う。

その際に、制度の仕組みとして聞きたいのは、基金でマイナスになる場合に、その対応はどのようにするのか、あるいは反対に基金がプラスになった場合は、それは一般会計に返すのかどうか。

おそらく運用からするとあまり基金で貯金するのがいいことではないはずなので、プラスマイナスゼロになるのが望ましいと思う。

ただ、その際に、単に数値上で場合によっては、それはある種の合理的な操作は可能なものかもしれないが、平成32年に基金にプラスがある、あるいはその反対にマイナスが出たという場合は、どのような処理をするか基本的なルールがあるのか。

<事務局>

現在の段階で、基本的な整理されたルールというものはない。

ただ、マイナスになるということはなく、基金がないからもう事業はできないということになる。

<会長>

そこでストップするのか。

<事務局>

そのとおり。

仰られたように、今の基本計画の最終期限が平成32年度となる。

そのあとはどうなるかということは、今の時点でわからないので、今の段階で、この税のあり方はそれを目指して、できれば基金が無くなればいいなという思いはある。

ただ、余った場合は、他の基金もそうだが、これは廃止して、また一般会計に入れるというのが基本。

ただ、琵琶湖森林づくり事業になじまない事業に、この基金から充当するという事はありえない

<委員>

徴収のコストで、安いものを選んでも、4, 5千万はかかるものなのか。

新しく封筒に入れて送っているなどの作業を行っているわけでもないのに、4, 5千万というのは各市町でシステムを変えたり、県のシステムを変えるたりするのに、それほどかかるものか。

これまで、取った分だけ使えるというわけではないと言われた。

基金に入れるのは95%くらいか。

残りの5%というのは、費用で5%もかかるものか。

<会長>

個人県民税は、本来は県で賦課徴収すべきところを、市町にいわば委任している。その部分のコスト。

だから、そのコストとしていくらかのお金を払わないといけない。公共団体間の費用の問題。

<事務局>

超過課税分だけでなく、市町に徴収取扱費を交付させていただいている。

<会長>

そろそろ時間も来たので、必要な場合には、最後の検討会の時に意見を頂戴したいと思う。

<委員>

次第2の見直し時期については。

<会長>

それについては、今日は時間の関係もあるので、次回にまわすことにさせていただきたいと思う。

次の会議で、県民税条例の次の見直し時期について意見を頂戴したいと思う。

それと共に、今まで検討会で頂戴した様々な意見や、感想等を事務局で整理いただいて、この検討会ではこういった意見があった、あるいはこういったコメントがあったというこ

とで、それを踏まえて、森林審議会等に申し伝えるということも進めたいと思うので、最後の次の会議には、見直し時期とこれまでの議論の整理を進めたいと思う。

3. 日程調整

○第4回：平成28年3月22日（火）10:00～12:00